

法人社協モデル定款（平成 28 年 11 月改定）

網掛け：租税特別措置法第 40 条の特例適用の要件に関するもの

用例：[法]=社会福祉法

[基準]=社会福祉法人審査基準

[定款例]=社会福祉法人定款例

[要領]=社会福祉法人審査要領

[組登]=組合等登記令

[定款変更に関する QA]=社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に関する Q&A

[留意事項 QA]=「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関する Q&A

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村都道府県）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

《解説》

- ①社会福祉協議会の目的については、[定款例]の記載事項を基本としつつ、各組織の特徴や経営理念を反映させた内容とすること。
- ②2 以上の市区町村を区域としている場合は、「〇〇市」の部分に、その区域となる市区町村名をすべて列記すること。

<市区町村社会福祉協議会>

（事業）

第 2 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉サービス利用援助事業
- (8) 居宅介護等事業の経営
- (9) 老人デイサービス事業の経営

- (10) 老人介護支援センターの経営
- (11) 身体障害者福祉センターの経営
- (12) 障害福祉サービス事業の経営
- (13) 相談支援事業の経営
- (14) 移動支援事業の経営
- (15) 地域活動支援センターの経営
- (16) 生活福祉資金貸付事業
- (17) 心配ごと相談事業
- (18) 自立相談支援事業
- (19) 生活支援体制整備事業
- (20) その他この法人の目的達成のため必要な事業

《解説》

- ①(1)～(6)および(20)は必須である。
- ②(7)～(19)は、[定款例]「(8)福祉関係各法に基づき実施される事業の経営」を具体化したものである。
- ③示した事業以外に記載する事業がある場合には、第 20 号を繰り下げ、その事業名を記載する。
- ④また、例示した事業を実施していない場合は、該当の事業を削り、順次その後の号数を繰り上げる。
- ⑤例示以外の「社会福祉事業」を列記する場合は、記載例等に準拠して記載すること。
- ⑥例示以外に、「社会福祉法」に社会福祉協議会が行う事業として規定された事業をより具体化した事業のうち、事業規模等を勘案して定款記載を行う場合は、社会福祉協議会の本来業務たる事業は、社会福祉法にいう社会福祉事業と公益事業が混在していることに留意すること。また、下記ア～エについても併せて留意すること。

なお、定款記載が必要と認められる事業規模とは、「土地・建物の使用が伴う事業」「財政規模が大きい事業（職員配置等が伴うもの）」等であり、他の定款記載事業と一体的に行われる事業、他の定款記載事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業又は付随して行う事業（[要領] 2 公益事業(2)）、小規模な事業、単年度の事業などは原則として定款に記載する必要はない。

ア 社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする事業（食事サービスや入浴サービスなど）を第 2 条に列記することは差し支えない。その場合、これらの事業は法制度上公益事業となるので、会計上公益事業区分において処理するなど必要な対応を図ること。

イ 訪問看護事業や老人保健施設、医療保健関連サービス事業（社会福祉法第 2 条 第 3 項に規定されたものは除く）については、定款上、「公益を目的とする事業」の章に、公益事業として記載すること。

ウ 社会福祉を目的とする事業以外で[要領]で公益事業として具体的に記載されている事業については、「公益を目的とする事業」に公益事業として記載することが原則である。

エ 自治体からの受託事業等で、定款記載が必要な場合は、ア～ウに準じて記載すること。

⑦「住民の参加」の項の他に、「ボランティア活動の振興」を別に掲げてよい。

⑧「居宅介護等事業の経営」を「老人ホームヘルプ事業の経営」「老人訪問介護事業の経営」としてもよい。なお、これらは高齢者を対象とするサービスであり障害者を対象とした「居宅介護」（ホームヘルプ）、「重度訪問介護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」は「障害福祉サービス事業の経営」と

して記載する。住民参加型在宅福祉サービス等についてこれらで総称するのは適当でない。

⑨「放課後児童健全育成事業」など市町村等の委託事業であっても「〇〇事業」という記載で差し支えない（「受託経営」等の記載は必要ない。）

⑩地方公共団体が設置し、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき市区町村社協が指定管理する事業や施設の場合も、「〇〇事業（施設）の経営」と記載する（「〇〇事業（施設）の管理・運営」と記載する必要はない）。

⑪以下の事業については、一定の事業規模を有する場合に記載すること。

ア 福祉サービス利用援助事業

日常生活自立支援事業における基幹的社協や市町村の単独補助等で当該事業のための職員配置等がなされている等、一定の事業規模を有する場合には第 2 条に「福祉サービス利用援助事業」を記載する。なお「福祉サービス利用援助事業（〇〇センター）」等独自の事業名を加えても差し支えないこと。

イ 福祉サービス第三者評価事業

当該事業のための職員配置等がなされている等、一定の事業規模を有する場合には第 2 条に「福祉サービス第三者評価事業」を記載する。

⑫指定都市社会福祉協議会において区社会福祉協議会を置く場合には、必ず(4)の後に「(5)地区社会福祉協議会（又は区社会福祉協議会）の相互の連絡及び調整の事業」を加え、以後の号数を順次繰り下げる

こと。

⑬福祉人材バンクを実施している場合には、「福祉人材バンクの業務の実施」と記載する。

⑭「生活福祉資金貸付事業」については、事業実態に即して必要に応じて記載すること。なお、市区町村社協等で実施している小口資金貸付制度等についても、サービス区分を設置する等一定の事業規模を有する場合は、定款に記載すること。

⑮「心配ごと相談事業」については、事業実態に即して必要に応じて記載すること。「福祉総合相談事業」等独自の名称でも差し支えない。

⑯廃止した事業があるときは、すみやかに定款変更の手続きを行う。

⑰[定款例]においては、「目的」という見出しで前記第 1 条、第 2 条をまとめて規定しているが、前記のように「目的」と「事業」を分けて規定しても差し支えない。

⑱「この法人」を「本会」とすることは差し支えない。この場合、以下「この法人」とあるのは「本会」と読み替えて作成する。

<都道府県社会福祉協議会>

（事業）

第 2 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業

(5) (1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (10) 共同募金事業への協力
- (11) ○○県福祉人材センターの業務の実施
- (12) 日常生活自立支援事業
- (13) 障害福祉サービス事業の経営
- (14) 相談支援事業の経営
- (15) 生活福祉資金貸付事業
- (16) 自立相談支援事業
- (17) その他この法人の目的達成のため必要な事業

《解説》

- ①(4)、(13)、(14)、(16)以外は原則として必須である。
- ②なお、「(4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業」とは、[法]第 88 条において都道府県社協の努力規定となっている事業を指す。
- ③日常生活自立支援事業は、「日常生活自立支援事業（○○センター）」等独自の事業名称を加えても差し支えない。
- ④＜市区町村社会福祉協議会＞の項の解説の、③～⑦、⑯～⑳ は都道府県社協においても準用する。
- ⑤福祉サービス第三者評価事業については、当該事業のために職員配置等がなされている等、一定の事業規模を有する場合には次のとおり記載すること。
 - ア. 福祉サービス第三者評価事業の推進組織となる場合
 - 第 2 条に「福祉サービス第三者評価事業推進組織の業務の実施」を記載する。
 - イ. 福祉サービス第三者評価事業を実施する場合
 - 第 2 条に「福祉サービス第三者評価事業」を記載する。
- ⑥認定個人情報保護団体になる場合には第 2 条に「認定個人情報保護団体の業務の実施」を記載すること。（定款変更は申請前に変更する必要はないが、申請後速やかに行う必要がある。）

(名称)

第 3 条 この法人は、社会福祉法人○○市（区町村都道府県）社会福祉協議会という。

《解説》

- ① 2 以上の市区町村を区域にした社会福祉協議会においては、「○○郡（○○地域）（○○地区）社会福祉協議会」としても差し支えない。
- ② 名称を変更しようとするときは許可を受け、登記することが必要である。（[組登]第 3 条）

（経営の原則）

第 4 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

《解説》

- ①[法]第 24 条は、社会福祉法人全体の経営の原則であるため定款例に即して記載すること。ただし、[定款例]では「もって地域福祉の推進に努めるものとする」とされているが、モデル定款では第 1 条（目的）に地域福祉の推進を掲げているので、必ずしも経営の原則に重複して記載する必要はない。
- ②法第 24 条第 2 項に規定する「地域における公益的な取組」は、すべての社会福祉法人の責務として規定されているので、定款での定めが無くとも当然にその効力は及ぶものであり、当該条文を定款において定める場合において、具体的な取組が決定している場合のみ、定款例で示すように記載すればよいとされている。[定款変更に関する QA] 問 17
- ③モデル定款では、第 2 項を社協の使命、特性を踏まえた表現としており、これを参考に、各社協の取り組みに応じて記載する。

（事務所の所在地）

第 5 条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

《解説》

- ①事務所の所在地は、最小行政区の市区町村名までの記載でも可能である。
- ②前記事務所以外に従たる事務所を置く場合は、第 2 項に「2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市（区町村）〇丁目〇〇番地に置く。」と記載する。
- ③事務所を変更したときは届け出を出し、登記することが必要である。（[組登]第 3 条）
- ④事務所移転の場合には、移転予定の時期を理事会等に必ず提案すること。事務所を変更したときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出ることが必要である。（[法]第 45 条の 36 及び〔法〕施行規則第 4 条）

第 2 章 評議員

（評議員の定数）

第 6 条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

《解説》

- ①確定数とすることも可能。

②法第 40 条第 3 項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成 27 年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人及び平成 28 年度中に設立された法人については、平成 32 年 3 月 31 日までは、評議員の人数は 4 名以上でよいこととされている。

（評議員の選任及び解任）

第 7 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事○名、事務局員○名、外部委員○名の合計○名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の○名以上が出席し、かつ、外部委員の○名以上が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

《解説》

①評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない。（法第 31 条第 5 項）

②社協は、社团的な性格を持つ組織であり、各方面の幅広い意見を反映し、地域社会の総意をもってその事業をすすめていくことができるよう、評議員の定数は地域の実情や事業規模等を勘案し、適切な数とする。

③評議員会は法人の議決機関であることから、評議員の選任は、とくに慎重を要し、地域住民、福祉活動を行う者及び社会福祉関係者等を代表するにふさわしい体制をつくる必要がある。

④評議員の選任にあたり、当該社協の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を加えること。

⑤理事会は、別途評議員の構成等について定める評議員選出規程等に基づいて評議員候補者の選出を行うこととしている。（第 4 項）

⑥旧モデル定款では、評議員の選出に関する規程は評議員会で定めるとしていたが、理事会が評議員候補者を推薦する際の根拠となる規程であることから、理事会において定めることとした。ただし、社協の社团的性格や従来からの評議員会の位置づけを踏まえ、評議員会で協議したうえで理事会が決定するなど、社協に参画する幅広い構成組織の意見が反映されるような措置を講ずることが望ましい。

⑦評議員の欠員が生じた場合に備えて補欠を選任しておく場合には、項を追加して補欠の評議員を選任することができる旨を記載する。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

《解説》

①租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する「その他特殊の関係がある者」の範囲は以下の通り。

- イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- ニ 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員（（1）において「会社役員」という。）又は使用人である者
 - （1） 当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人
 - （2） 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

《解説》

①旧モデル定款を引き継ぎ、第2項（「任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる」）を記載することを基本としている。

②評議員の任期は、定款に定めることによって「選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時」まで伸長することができる。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員に対して、＜例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として＞支給することができる。

《解説》

①無報酬の場合は、その旨を定めること。その場合、下記のような記載方法が考えられる。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

＜記載例＞

第 10 条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

②＜例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲＞については、「一人あたりの各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で」と規定することも可能である。[定款変更に関する QA] 問 18

③報酬と交通費の費用弁償の区別については、[留意事項 QA]問 45 において、「交通費の実費相当分は報酬に含まれない。なお、名称（「車代」等）にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要がある。」とされていることを踏まえ、報酬に該当する場合には支給基準に定める必要がある。

④民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない。（法第 45 条の 35、第 59 条の 2 第 1 項第 2 号）

第 3 章 評議員会

（構成）

第 11 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第 12 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事＜並びに会計監査人＞の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

《解説》

- ①社協においては、社協の社会的性格を踏まえて、法改正前から評議員会を「法人の重要な事項について議決する機関」と位置付けており、これを継続する。
- ②(1)～(12)以外に評議員会の決議事項を設ける場合には、定款に記載する必要がある。本モデル定款では、会員に関する規程について評議員会で定めることを想定している。(第30条)
- ③(11)は、公益事業、収益事業を実施する場合に記載する。
- ④なお、法に定める評議員会の決議・承認事項は以下の通りである。
(※：2/3以上の多数をもって決議)

- i. 定款の変更【第45条の36第1項】※
- ii. 役員、会計監査人の選任【第43条第1項】
- iii. 理事の解任【第45条の4第2項】
- iv. 監事の解任【第45条の4第1項】※
- v. 計算書類の承認【第45条の30第2項】
- vi. 役員等の損害賠償責任の免除【第45条の20第4項】※（全評議員の同意）
- vii. 役員等の損害賠償責任の一部免除【第45条の20第4項】※
- viii. 役員、会計監査人、評議員の報酬基準の承認【第45条の35第2項】
- ix. 社会福祉充実計画の承認【第55条の2第7項】
- x. 法人の解散【第46条第1項第1号】※
- xi. 吸収合併契約の承認【第52条、第54条の2】※
- xii. 新設合併契約の承認【第54条の8】

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎年度○月に1回開催するほか、○月及び必要がある場合に開催する。

《解説》

- ①開催時期については、「毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催する」という記載方法も可能である。
- ②本モデル定款では、予算及び事業計画を評議員会の決議事項としているため、評議員会は毎年度2回以上開催することとなる。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

《解説》

- ①評議員会の招集にあたっては、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、書面（電磁的方法

による通知も可)でその通知を発しなければならないとされている。なお、これを下回る期間を定款で定めることも可能である。(法第45条の9第10項⇒一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第182条第1項の準用)

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の〈例：3分の2以上〉に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

《解説》

①第1項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。(例：理事の解任等)

②第2項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

③議長の選任方法は、任意であるが、選任方法について定款に定めておくか、あるいは定款で規則等に委任しておくことが望ましい([留意事項QA]問29-2)とされている。定款に定める場合は、下記の例を参考に、(招集)第14条の後に条文を加える。

<記載例>

(議長)

第〇条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

《解説》

①記名押印ではなく署名とすることも可能。

②通常実施されている方式を踏まえて、議事録署名人は、「出席した評議員のうちから選出された2人」

としている。

第4章 役員＜及び会計監査人＞

（役員＜及び会計監査人＞の定数）

第17条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 ○○名以上○○名以内

（2）監事 ○○名以内

2 理事のうち1名を会長、○名を副会長、＜○名を常務理事＞とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とくし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事と＞する。

＜4 この法人に会計監査人を置く。＞

《解説》

①理事は6名以上、監事は2名以上とすること。

②理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

③業務執行理事については、「会長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。

④常務理事、会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

⑤社会福祉法の名称と異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、理事長を「会長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

⑥業務執行理事は、法人の業務を執行する理事であり、代表権を有しない。本モデル定款では、常務理事を業務執行理事とする構成としている。

⑦業務執行理事を複数置くこと、あるいは置かないことも可能である。

（役員＜及び会計監査人＞の選任）

第18条 理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

《解説》

①会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

②社協にあっては、評議員又は役員総数の5分の1の範囲内で関係行政機関の職員が、その評議員又は役員となって差し支えない。（[法]第109条第5項、[基準]）

③理事の選任にあたり、当該社協の区域において社会福祉事業を営む団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を加えること。[基準]

なお、ここでのボランティア活動は、地域で行われている幅広い福祉活動も含めて解釈する。

④施設（第1種社会福祉事業）を設置する社協においては、当該施設の管理者（1名以上）を理事として

参加させる必要があること。([法]第 44 条第 4 項第 3 号)

- ⑤監事のうちには、社会福祉事業について識見を有する者、財務管理について識見を有する者が含まれなければならない。([法]第 44 条第 5 項)
- ⑥旧モデル定款では、常務理事は会長が指名することとされていたが、常務理事を改正法に基づく業務執行理事とする場合には、理事会で決議する必要があることに注意する。([法]第 45 条の 16 第 2 項第 2 号)

(役員の資格)

第 19 条 社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

《解説》

- ①監事の人数が 6 人以上である場合には、「また各監事は相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。」の記載については、「監事のうちには、監事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が監事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。」でも可。

(理事の職務及び権限)

第 20 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

＜ 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。 ＞

5 会長＜及び常務理事＞は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

《解説》

- ①[留意事項 QA]問 39-5 において、「改正社会福祉法においては理事長以外の理事に対する「代表権」の行使は認められず、理事長以外の理事が職務を代理し、及び理事長が代理者を選定する旨の定款の定めは無効である」とされている。これを踏まえ、旧モデル定款に記載していた職務代理については規定を削除している。なお、あらかじめ常務理事や事務局長等に対して授權している権限に関しては、会長不在時にも引き続き行使することができる。
- ②従来、利益相反行為については、理事が代理権を有しないこととされ、定款準則において、利益相反行為及び双方代理行為となる事項についての理事長の職務代理が示されていたが、改正法では、利益

相反取引（自己契約及び双方代理を含む）については、理事会における承認及び報告により可能とされている。[留意事項 QA]問 39-5

- ③会長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である（法第45条の16第3項）。なお、報告は現実開催された理事会において行わなければならない、報告を省略することができない。

<記載例>

- 5 会長<及び常務理事>は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

《解説》

- ①会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

<記載例>

（会計監査人の職務及び権限）

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

- ②[法]第45条の18において監事の職務に関して一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用とされている点は以下の通り

- ・理事への報告義務（第百条）
- ・理事会への出席義務（第百一条）
- ・評議員会に対する報告義務（第百二条）
- ・監事による理事の行為の差し止め（第百三条）

（役員<及び会計監査人>の任期）

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した

後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

＜4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。＞

《解説》

①「会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（役員＜及び会計監査人＞の解任）

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

＜2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

（3）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、（監事全員の同意により、）会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。＞

《解説》

①会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（役員＜及び会計監査人＞の報酬等）

第24条 理事及び監事に対して、＜例：評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。

＜2 会計監査人に対する報酬等は、監事の（過半数の）同意を得て、理事会において定める。＞

《解説》

①会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

②第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

③理事、監事の報酬等は、総額を評議員会で決定し、支給基準は理事については理事会で、監事が複数いる場合は監事の協議によって決定する方法も可能と解されるが、モデル定款では、評議員会で定める報酬等の支給の基準に基づいて支給することとしている。

④費用弁償については報酬等に含まれない。

⑤報酬と交通費の費用弁償の区別については、[留意事項QA]問45において、「交通費の実費相当分は報

酬に含まれない。なお、名称（「車代」等）にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要がある。」とされていることを踏まえ、報酬に該当する場合には支給基準に定める必要がある。

※備考 顧問（名誉会長、相談役等）について定款に記載する場合は、下記のとおりとする。

第〇章 顧問

第〇条 この法人に顧問若干名を置く。

2 顧問は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。

4 任期については、役員の任期に準ずる。

《解説》

①顧問等を置くときは、第4章（役員）の次に1章を設けて規定し、以下各章、各条を繰り下げる。

②顧問の職を名誉会長、相談役等とすることは差し支えない。また、各社協の実情に即して、名誉会長等の規定を設けるときは、この規定に準じて記載されたい。

③顧問についても任期を記載することが適当である。

第5章 理事会

（構成）

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長＜及び常務理事＞の選定及び解職

《解説》

①会長が専決する事項については、[定款例]の備考を参考に、理事会において別に規程や細則等を定める。

②当該規程や細則等を評議員会において定めるものとする場合には、評議員会の決議を得る旨を定款に定める必要がある。

(招集)

第 27 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

《解説》

- ①法第 45 条の 14「理事会を招集する理事を定款または理事会で定めたときは、その理事が招集する」に基づき「会長が欠けたとき又は事故あるとき」は、「副会長」を招集権者として定めておくこととしている。
- ②理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
([法]45 条の 14 第 2 項) また、請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(決議)

第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

《解説》

- ①評議員会同様、議長の選任方法は任意であるが、選任方法について定款に定めておくか、あるいは定款で規則等に委任しておくことが望ましいと考えられる。定款に定める場合は、下記の例を参考に、(招集) 第 27 条の後に条文を加える。

<記載例>

(議長)

第〇条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

- ②理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合は、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合は、その割合以上）を持って行う。[法]第 45 条の 14 第 4 項
- ③理事会に出席できない理事が書面をもって議決権を行使すること及び議決権を他の理事に委任することができる旨の規定を設けることはできない。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

《解説》

- ①記名押印ではなく署名とすることも可能。
- ②モデル定款では、[定款例]の（備考）の記載方法を標準としている。（[法]第45条の14第6項）「出席した理事及び監事」とした場合には、出席した理事及び監事全員が記名押印する必要がある。

第6章 会員

（会員）

第30条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

《解説》

- ①会員制度は、社会福祉協議会の社団的な性格を裏づけるものとして必置のものとする。
- ②社協における会員制度の重要性に鑑み、会員規程は、評議員会で別に定めるものとしている。
- ③社会福祉法において、社会福祉事業及び更生保護事業を営む者に加え、「社会福祉を目的とする事業を営む者」や「社会福祉に関する活動を行う者」の参加が求められていること（市区町村社協）や、社会福祉事業を営む者の多様化を踏まえ、幅広い構成団体による会員制度とすること。

第7章 部会及び委員会

（部会及び委員会）

第31条 この法人に部会又は委員会を置く。

- 2 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

《解説》

- ①一般的には、部会は会員の種別組織、委員会は分野・問題別の協議組織となっているところが多いが、その位置づけは各法人に委ねられる性格のものである。
- ②部会又は委員会を置かない場合は、いずれか設置しない組織名等を削ること。また、いずれも置かない場合は本条を削り、以下各章・各号を繰り上げること。
- ③部会及び委員会に関する規程を評議員会の決議により定める場合には、第3項として「3 部会及び委員会に関する規程については、評議員会において別に定める」を追加する。

※備考

運営協議会（地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの）を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から会長が選任する。

(1) 地域の代表者

(2) 利用者又は利用者の家族の代弁者

(3) その他会長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聞かなければならない。

(意見の聴取)

第〇条 会長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

《解説》

- ①社協においては、評議員会に地域の代表者や利用者及び利用者の家族の代弁者が参画しているため、基本的には運営協議会を設置する必要はないと考えられる。
- ②評議員会とは別に、地域福祉を推進するうえで地域の住民や関係者の幅広い意見を聞く場として設置するような場合には、委員構成や評議員会との関係などについて、定款例の例示を参考としつつ、社協の特性を踏まえて検討する必要がある。

※備考 都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

《解説》

- ①都道府県社協は必ず、「運営適正化委員会」を設置すること。〔法〕第 83 条)
- ②[定款例]では備考として「会員」の次に記載されているが、「事務局及び職員」の前に記載することとした。
- ③「運営適正化委員会」の運営については、法令・通知等に基づき、必ず別に規程・規則を設けること。

第 8 章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第 32 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 この法人に、事務局長を 1 名置くほか、職員若干名を置く。

3 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

4 施設長等以外の職員は、会長が任免する。

《解説》

- ①社協の事業規模に応じた「専任職員」を設置しなければならない。〔要領〕
- ②第 3 項の「施設長等」の範囲は、法人において判断して差し支えない。〔基準〕において、「職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に係のある施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当である」とされている。
- ③第 5 項として「5 事務局及び職員に関する規程は、別に定める」と規定しても差し支えない。本モデル定款では、「事務局規程」及び就業規則、給与規程、旅費規程等の「職員に関する規程」は理事会で決定することを想定している。
- ④社協の規模により、「職員若干名」という表現がそぐわない場合には、「職員を置く」「職員を〇名程度置く」としても差し支えない。

第9章 資産及び会計

（資産の区分）

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 ○, ○○○, ○○○円

(2) 土地

① ○○県○○市（区町村）○○丁目○番所在 宅地（○○. ○○㎡）

② ○○県○○市（区町村）○○番所在 山林（○○. ○○㎡）

(3) 建物

○○県○○市（区町村）○○丁目○番地所在 鉄骨鉄筋コンクリート造 ○階建事務所 1棟
（○○. ○○㎡）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

《解説》

①第2項の基本財産は、市区町村社協（社会福祉施設を経営する法人を除く。）にあっては、300万円と、10円に当該市区町村の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産（現金、預金、确实な有価証券又は不動産に限る。）を有していること。（昭和59年10月1日施行）

昭和59年10月以前に法人格を得たところにあっても、規定額の基本財産を持つことが必要である。

②第2項中、該当の財産がないときは、順次繰り上げる。

③不動産の記載は、登記簿の表示と同一とすること。

④第2項第1号は、実際の管理形態を「定期預金」、「有価証券」とすることが望ましい。（額面の記載は、○○○万円としてもよい。）また、「定期預金○○○円」、「有価証券○○○円」としても差し支えない。

⑤その他財産中、事業実施の裏付けとなる財産、福祉基金、ボランティア基金、助成・貸付資金など基本的性格を有するものについては、これをみだりに消耗しないよう会計の区分を明確に分けるなど適切に管理することが必要である。

⑥公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

<記載例>

（資産の区分）

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の4種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、3種）とする。

2 本文第2項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第○条に掲げる公益を目的とする事業及び第○条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

5 本文第4項に同じ。

（基本財産の処分）

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

(1)独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2)独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る）

《解説》

①本条ただし書きの規定を設けない場合は、独立行政法人福祉医療機構および独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関からの借入れに伴う担保提供も、「〔所轄庁〕の承認」が必要となる点に注意する。

（資産の管理）

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

《解説》

①基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会及び評議員会の決議を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

《解説》

①事業計画及び収支予算については、旧モデル定款を踏まえ、評議員会の承認を受けることとしている。

（事業報告及び決算）

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間（、また、従たる事務所に 3 年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

《解説》

①第 1 号（事業報告）についても評議員会の承認を得ることとしている。

②会計監査人を置いている場合の例

＜記載例＞

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

《解説》

- ①社協の場合、厚生労働省が示している「社会福祉法人会計基準」に準拠して全社協が制定する「社協モデル経理規程」により制定することを原則とする。

（臨機の措置）

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

《解説》

- ①新たな義務の負担や権利の放棄に関する事項は、本モデル定款第12条で評議員会の決議事項となっている。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第41条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

《解説》

- ①以下の記載方法も可能である。

第41条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

- ②租税特別措置法第40条の特例の適用を受ける場合の留意点として、「贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が法人税法第2条第15号に規定する役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事

会において理事総数（現在数）の三分の二以上の同意を得ることを必要とすること」とされている。

第〇章 公益を目的とする事業

（種別）

第〇条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

- （1）〇〇の事業
- （2）〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

《解説》

- ①公益事業を行う場合は、必ず 1 章を設けて規定し、次章以下を順次繰り下げる。
- ②具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。
- ③上記記載は、あくまで一例であるので、①を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
- ④公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

第〇章 収益を目的とする事業

（種別）

第〇条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

- （1）〇〇業
- （2）〇〇業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

《解説》

- ①収益事業を行う場合は、必ず 1 章を設けて規定し、次章以下を順次繰り下げる。
- ②事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

（収益の処分）

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 13 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

《解説》

- ①母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 14 条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）第 6 条第 1 項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第 10 章 解散

（解散）

第 42 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 43 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

《解説》

- ①社協の財産には住民からの会費や寄付等も含まれていることを踏まえ、残余財産の帰属先については社会福祉法人に限定している。

第 11 章 定款の変更

（定款の変更）

第 44 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

《解説》

- ①厚生労働省令で定める事項以外の部分を同時に定款変更する場合は、「〔所轄庁〕の認可」を受けなければならない点に注意する。
- ②法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定めるものは、「事務所の所在地」、「資産に関する事項（基本財産の増加に限る）」、「公告の方法」（施行規則第 4 条）であり、これらに係る変更については、〔所轄庁〕に届けばよい。

第 12 章 公告の方法その他

（公告の方法）

第 45 条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新

間、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

《解説》

- ①解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。
- ②法律上「公告」しなければならないのは、「債権申出（[法]第 50 条第 2 項、民法第 79 条 I）」及び「清算中の破産（[法]第 55 条、民法第 81 条 I）」の場合である。
- ③社協の法人としての性格から考えて、当該自治体と調整し、自治体の広報紙に掲載することも考えられる。
- ④さらに、インターネットによる公開等の多様な手法を活用することが望ましい。

（施行細則）

第 46 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

《解説》

- ①「定款の施行についての細則」の中に、法人として重要な事項として、改廃について評議員会の決議を得ることとするものがある場合には、評議員会の決議事項として定款に定める必要がある。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員＜、会計監査人＞は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

会 長

理 事

〃

〃

〃

〃

監 事

〃

評議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

＜会計監査人＞

《解説》

- ①会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。
- ②平成 29 年 4 月 1 日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。
- ③附則は、定款変更のたびに必要ではないが、役員等の任期に関する附則は、とくに注意しなければならない。
- ④法人成立後の役員の任期を、一定の時期に満了するよう制限する場合の附則例は次のとおりである。

「本会の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後、遅滞なくこの定款に基づき役員の選任を行うものとし、その任期は、この定款第○条の規定にかかわらず、平成○○年○月○日までとする。」
- ⑤既存の法人で、理事を増員するときは、増員された理事と在任中の理事の任期が同時に満了となるように規定することが大切である。その例は次のとおりである。

「平成○年○月○日付の定款変更の認可申請に伴い増員された理事○名の任期は、定款第○条の規定にかかわらず、平成○年○月○日までとする。」